

2013年3月21日

日本銀行政策委員会

政策委員会の議長および議長の職務を代理する者の
決定について

政策委員会は、本日、日本銀行法第16条第3項の規定に基づき、
黒田東彦委員を議長と定めた。

また、同法第16条第5項の規定に基づき、政策委員会議長 黒田東彦
委員に事故がある場合に議長の職務を代理する者および代理する場合の
順位を以下のとおり定めた。

第一順位 岩田規久男 委員

第二順位 中 曾 宏 委員

第三順位 宮 尾 龍 蔵 委員

以 上